

# 妊娠相談ほっとライン 体制強化について

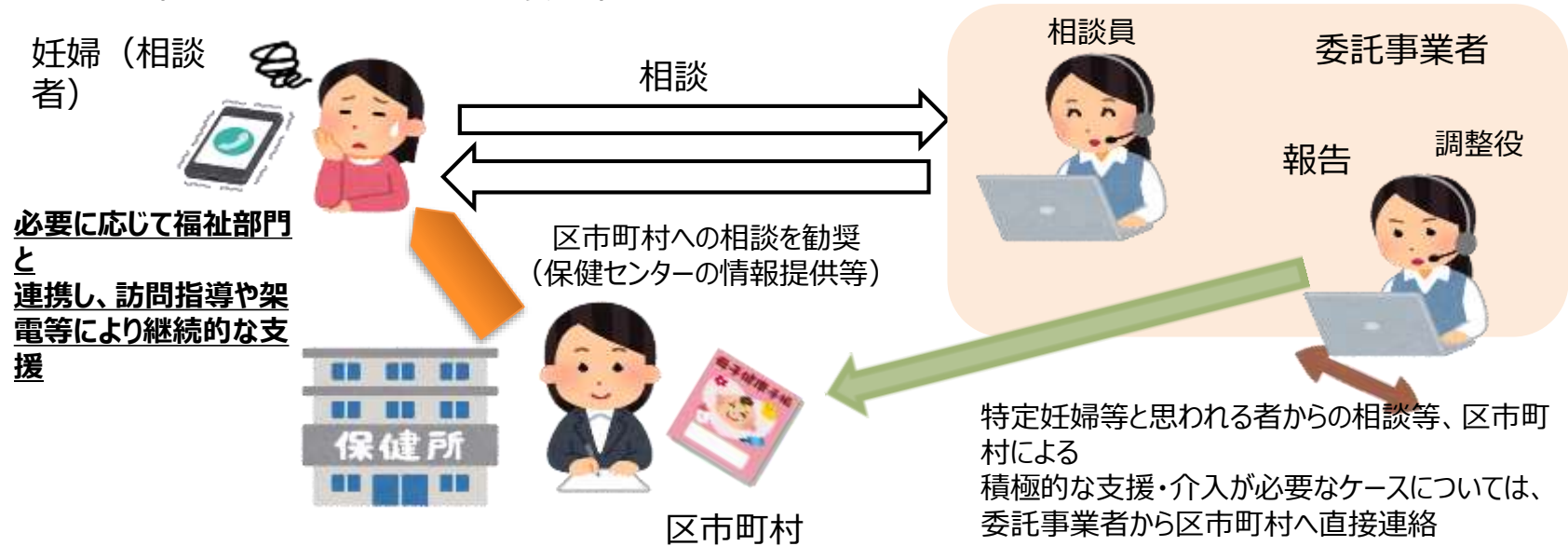
## ●相談時間の拡充

平成30年度まで 月曜日～土曜日（元日を除く） 午前10時から午後10時まで

令和元年度から 月曜日～**日曜日**（元日を除く） 午前10時から午後10時まで

## ●区市町村との連携強化（平成31年4月開始）

特定妊婦と思われる者等からの継続支援が必要なケースに対し、切れ目ない支援を行うために委託事業者から区市町村へ直接連絡を実施



## ●特定妊婦等に対する産科受診等支援（令和2年1月開始）

「妊娠相談ほっとライン」にご相談された方で、ご自身で医療機関への受診やお住まいの区市町村への相談が難しい方を対象に、産科等医療機関などへの同行支援と、初回産科受診料に対する助成を実施

# 特定妊婦等に対する産科受診等支援（案）

国資料

## <女性健康支援センター事業の拡充>

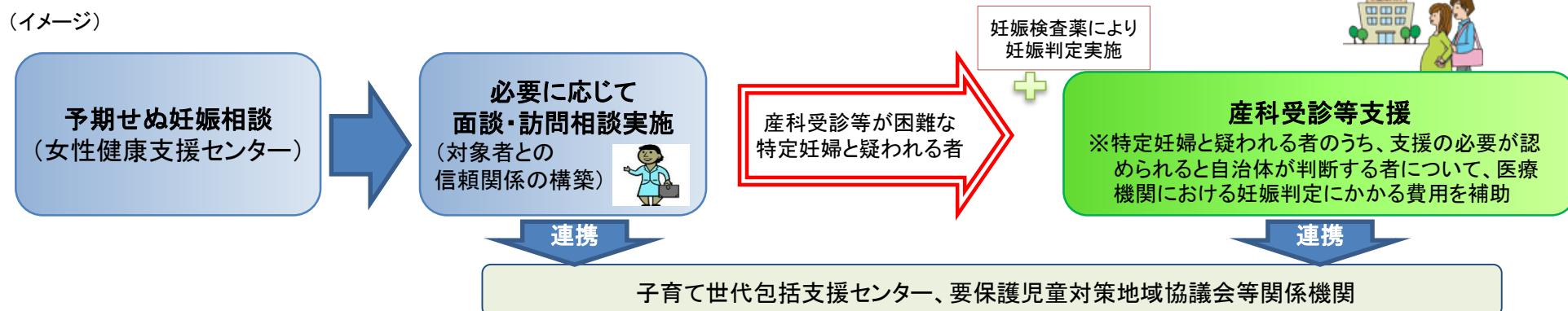
### 事業目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳0日での虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

### 事業内容

- 実施主体 ・ ・ ・ 女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市  
(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)
- 対象者  
特定妊婦と疑われる者  
(特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）)
- 事業内容  
女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる場合には、産科等医療機関への同行支援や初回産科受診料に対する助成※を行う。※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められると自治体が判断する者
- 実施担当者 ・ ・ ・ 保健師、看護師又は助産師等
- 予算額等 ・ ・ ・ 平成31年度予算案 113百万円(女性健康支援センター事業)の内数  
(補助率 国1/2,都道府県・指定都市・中核市1/2)

(イメージ)



# 特定妊婦等に対する産科受診等支援について（令和2年1月事業開始）

## <事業スキーム>

